令和７年５月１６日
土庄町告示第７０号

土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、空き家バンクの登録促進、空き家の有効活用及び老朽空き家の発生抑制を図ることを目的に、町内の空き家の相続登記に要する費用に対し、土庄町空き家相続登記支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　空き家　町内に存する建物で、居住その他の使用がなされていないことが常態である建物及びその附帯施設をいう。

（２）　所有者等　空き家の登記上の所有者若しくは管理者又はそれらの相続人であって、当該空き家の売却又は賃貸の権限を有する個人をいう。

（３）　空き家バンク　所有者等から登録の申込みを受けた空き家を登録し、利用登録者に対して情報提供を行う町の制度をいう。

（４）　相続登記　不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第７６条の２第１項の規定による所有権の移転の登記をいう。

（補助対象空き家）

第３条　補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　個人が所有しているもの

（２）　空き家バンクに登録し、又は登録しようとするもの

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　補助対象空き家を相続し、相続登記を行う者

（２）　補助対象者が第６条第１項第２号に該当する場合は、補助対象者以外の相続人から、補助金の申請を行うことについて委任を受けている者

（３）　町税その他の町に納付すべき金銭の滞納がない者

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次

のとおりとする。ただし、相続登記に課される登録免許税は除くものとする。

（１）　相続登記事務に係る司法書士、弁護士又は土地家屋調査士に支払う報酬及びその他の費用

（２）　戸籍全部事項証明書等の相続人の特定のために必要となる証明書等の発行にかかる手数料及び通信料

（３）　その他町長が必要と認めた経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（１）　遺産分割協議により、町内に存する被相続人が所有する補助対象空き家を含むすべての土地及び建物について補助対象者のみが相続する場合　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額。ただし、１０万円を上限とする。

（２）　前号以外の場合　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額。ただし、５万円を上限とする。

２　前項の補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、土庄町空き家相続登記支援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（１）　補助対象経費の内訳がわかるもの

（２）　個人情報の取得に関する承諾書（様式第２号）

（３）　申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類

（４）　申請者が第４条第２号に該当する場合は、委任を受けていることが確認できる書類

（５）　その他町長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、同項第３号に掲げる書類は、申請者が町の住民基本台帳に記録されているときには、提出を省略できるものとする。

（補助金の交付決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、土庄町空き家相続登記支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて条件を付すことができる。

（補助事業の中止）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定のあった事業（以下「補助事業」という。）を中止する場合は、土庄町空き家相続登記支援補助金補助事業中止届（様式第４号）を

町長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第１０条　交付決定者は、補助事業の内容について、次の各号のいずれかに該当するときは、土庄町空き家相続登記支援補助金変更承認申請書（様式第５号）に変更しようとする内容を証する書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

（１）　補助対象経費の増額をしようとするとき。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更が生じない場合を除く。

（２）　補助対象経費の減額により、交付決定を受けた補助金の額に２割以上の減額が発生するとき。

２　町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更承認の可否を決定したときは、土庄町空き家相続登記支援補助金変更承認（不承認）通知書（様式第６号）により、交付決定者に通知する。

（実績報告）

第１１条　交付決定者は、補助事業の完了後、速やかに土庄町空き家相続登記支援補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（１）　領収書等補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し

（２）　相続登記完了後の登記事項証明書又は登記完了証の写し

（３）　交付決定者が第６条第１項第１号に該当する場合は、遺産分割協議書の写し

（４）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１２条　町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、土庄町空き家相続登記支援補助金額確定通知書（様式第８号）により、交付決定者に通知するものとする。

２　交付決定者は、前項の通知を受けたときは、速やかに土庄町空き家相続登記支援補助金請求書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第１３条　町長は、前条第１項の規定による額の確定後、同条第２項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

（補助金の返還等）

第１４条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（１）　補助金の交付の条件に違反したとき。

（２）　虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
（３）　補助事業の実施にあたり、関係法令等に違反があったとき。
（４）　その他町長が必要と認めたとき。
（その他）
第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公表の日からから施行し、令和７年４月１日から適用する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先

土庄町空き家相続登記支援補助金交付申請書

土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱第７条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、補助対象空き家を申請日時点で空き家バンクに登録していない場合は、相続登記完了後１年以内に空き家バンクに登録することを誓約します。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

補助対象空き家の所在地	土庄町
補助対象空き家の構造等	造　　階建て　延べ床面積　　㎡
補助対象空き家の所有者	所有者： （申請者との関係：　　）
総事業費 （うち補助対象経費）	円 （　　円）
補助申請額	円
事業期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

添付書類

(1)補助対象経費の内訳がわかるもの

(2)個人情報の取得に関する承諾書（様式第２号）

(3)申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類
（申請者が町の住民基本台帳に記録されているときは提出不要）

(4)申請者が土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱第４条第２号に該当する場合は、委任を受けていることが確認できる書類

(5)その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

個人情報の取得に関する承諾書

土庄町空き家相続登記支援補助金の交付を申請するにあたり、申請者の氏名、住所、生年月日、町税等の町に納付すべき金銭の納付状況及び相続する補助対象空き家以外を含む被相続人の固定資産税の情報を確認することを承諾します。

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住　所
氏　名
（※署名又は記名押印）

様式第３号（第８条関係）

土庄町空き家相続登記支援補助金交付（不交付）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

土庄町長　　印

年　　月　　日付けで申請があった土庄町空き家相続登記支援補助金について、次のとおり交付（不交付）を決定しましたので、土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱第８条の規定により通知いたします。

１．交付決定額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．交付の条件

(1)補助対象経費の変更がある場合は、速やかに町長に報告し、指示を受けること。

(2)補助事業を中止する場合は、土庄町空き家相続登記支援補助金補助事業中止届（様式第４号）を町長に提出すること。

(3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、指示を受けること。

(4)交付決定日時点で、補助対象空き家を空き家バンクに登録していない場合は、相続登記完了後１年以内に空き家バンクに登録すること。

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先

土庄町空き家相続登記支援補助金補助事業中止届

交付決定を受けた補助事業を中止したいので、土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり届け出ます。

交付決定通知番号	号
補助金交付決定額	円
中止の理由	（具体的に記入してください。）

様式第５号（第１０条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先

土庄町空き家相続登記支援補助金変更承認申請書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった土庄町空き家相続登記支援補助金について、補助事業の内容に変更があるため土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱第１０条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交付決定通知番号	号
補助金交付決定額	円
変更前の総事業費 （うち補助対象経費）	円 （　　円）
変更後の総事業費 （うち補助対象経費）	円 （　　円）
変更後の補助金額	円
変更内容	（具体的に記入してください。）

添付書類

(1)変更後の補助対象経費の内訳がわかるもの

(2)その他町長が必要と認める書類

様式第６号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

土庄町長　　印

土庄町空き家相続登記支援補助金変更承認（不承認）通知書

年　　月　　日付けで申請があった土庄町空き家相続登記支援補助金の変更承認については、次のとおり変更承認（不承認）を決定したので、土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱第１０条第２項の規定により、通知します。

１　当初交付決定額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　変更交付決定額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

様式第７号（第１１条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先

土庄町空き家相続登記支援補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった土庄町空き家相続登記支援補助金について、補助事業が完了しましたので、土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱第１１条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助対象空き家の所在地	土庄町
総事業費 （うち補助対象経費）	円 （　　円）
補助金額	円
事業期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

添付書類

(1)領収書等補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
(2)相続登記完了後の登記事項証明書又は登記完了証の写し
(3)交付決定者が土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱第６条第１項第１号に該当する場合は、遺産分割協議書の写し
(4)その他町長が必要と認める書類

様式第８号（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

土庄町長　　印

土庄町空き家相続登記支援補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった土庄町空き家相続登記支援補助金については次のとおり補助金の額を確定したので、土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱第１２条第１項の規定により通知します。

交付確定額　　円

様式第９号（第１２条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住所

氏名

連絡先（　　）　　－

土庄町空き家相続登記支援補助金請求書

土庄町空き家相続登記支援補助金について、土庄町空き家相続登記支援補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、次のとおり請求します。

１　請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　振込先

金融機関名	銀行・金庫・ 農協・漁協						本店・支店・ 支所・出張所		
口座種目	□普通 □当座 □　そ　の　他 （　　）	口座番号							
口座名義人	（フリガナ）								